

(表)

様式第1号(第4条関係)

阪南市本人通知等制度事前登録申請書(新規・更新)

令和 年 月 日

阪南市長 様

阪南市住民票の写し等の第三者等交付に係る本人通知等制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申請します。

申請者の氏名 (通知を希望する方)	フリガナ		

生 年 月 日	明・大・昭・平・令・西暦	年 月 日	性別 男・女
住 所	〒 ー		
本 籍			
筆 頭 者			
連 絡 先	TEL		

※代理人が申請する場合は、次の欄にも記入してください。

代理人の区分	1 法定代理人(未成年者・成年被後見人) 2 代理人		
氏 名	フリガナ		

生 年 月 日	明・大・昭・平・西暦	年 月 日	性別 男・女
住 所	〒 ー		
連 絡 先	TEL		

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 事前登録は個人単位ですので、1人1枚の申請になります。

注3 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注4 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 本人であることを証明する書類としてマイナンバーカード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証、又は資格証明書等(顔写真が貼付されたもので、有効期間内のものに限る)。その他本人であることを証する書類(健康保険被保険者証等)の複数
- (2) 申請者が法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等、本人及び法定代理人に係る上記(1)の書類)
- (3) 申請者が代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等、本人及び代理人に係る上記(1)の書類)

※次の欄は、記入しないでください。

受付	事前登録	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	

(裏)

阪南市住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知等制度について

- 1 この制度は、阪南市において、本制度により事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票の写し等(注1)を第三者等(自己等(注2)の代理人及び自己等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付したその事実について通知し、証明するものです。

(注1) 住民票の写し等…住民票(除票を含む)の写し、住民票(除票を含む)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票等を含む)の写し、戸籍(除籍等を含む)謄抄本、戸籍(除籍等を含む)記載事項証明書

(注2) 自己等…(住民票関係)自己又は自己と同一の世帯に属する者
(戸籍関係)自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者等に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に阪南市住民票の写し等交付通知書を送付します。事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
- 3 第三者等に住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、阪南市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを証する書類(表面注4(1)参照)を添えて、阪南市市民部市民課窓口までお越してください。
- 4 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び通数(枚数)、交付申請者の種別です。
(当該第三者等が事前登録者の代理人である場合は、その氏名及び住所についても証明対象となります。)
- 5 証明書の交付1通につき、手数料として300円が必要です。
- 6 事前登録を希望する人(以下「事前登録希望者」という。)又は事前登録を受けている人(以下「事前登録者」という。)は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申請又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申請又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1)事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により直接、申請又は証明書の交付申請をすることができない場合
 - (2)他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、阪南市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、阪南市住民票の写し等交付通知書、事前登録者本人であることを明らかにする書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒(宛名を記載し、返送に要する切手を貼付したものを同封してください)。
- 9 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 10 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。